地域・観光交流センターKITTO小林のご利用について

■**受付期間**

使用日の３か月前から３日前まで

■**受付日時・場所・方法**

まちづくり株式会社

〒886-0008 宮崎県小林市本町16

TEL　0984-27-3280

FAX 0984-27-3257

「小林市地域・交流センター利用許可書」（様式第１号）を持参または郵送、FAXにてお申込みください。

平日（土日、祝日を除く）８時３０分から１７時まで

小林市観光協会

〒886-0004 宮崎県小林市細野1829-16 KITTO小林１階

TEL　0984-22-8684

「小林市地域・交流センター利用許可書」（様式第１号）を持参または郵送にてお申込みください。

平日（土日、祝日を除く）８時３０分から１７時まで

**■使用可能時間**

９時から２２時まで（１時間単位の利用）

準備や片付けに要する時間も含みます。

**■お問い合わせ**

小林まちづくり株式会社　まちづくり事業部

TEL　0984-27-3280

**■使用料の支払いについて**

使用料は、許可を受けたと同時に現金または振込での支払いが可能です。

一度お支払いいただいた使用料は返金出来ません。

**■定員**

2階交流スペースの定員は120名（第1・第2交流スペース：各60名）とします。

事故防止のため定員を厳守し利用者の安全確保に努めてください。

**■使用の不許可、取り消し**

小林市地域・観光交流センターの設置及び管理に関する条例9条および10条に合致する場合は、使用の許可をせずまたは使用の許可を取り消すことがあります。

**■使用の変更**

許可を受けないで使用目的を変更することはできません。

使用の権利は他人に譲渡し、または転貸することはできません。

使用許可後の使用目的変更は、3日前までに行ってください。

**■使用上の注意**

⑴利用時間を厳守して使用してください。

⑵危険物を持ち込まないでください。

⑶火気の使用は出来ません。

⑷調理を目的とする電気器具の使用は出来ません。（ポット、ケトル可）

⑸許可なく物品の宣伝、販売を行わないでください。

⑹所定の場所以外での飲食・喫煙を行わないでください。

⑺許可なく壁・柱等に張り紙、くぎ打ち等をしないでください。

⑻許可されていない施設等に使用したり、立ち入ったりしないでください。

⑼使用終了後、あるいは使用停止、使用の取り消しを受けた時は、ただちに使用者の負担において施設を原状に回復してください。

⑽使用中、使用後は、清潔、整とんに努め、モップをかけてください。

⑾催事の看板、装飾品等は使用者が用意してください。

⑿雨天の際は所定の傘立てに立てるか、施設内に持ち込む場合は使用者が傘袋等を用意してください。（南北通路を除く）

⒀介助犬を除くペット等の動物の立ち入りは出来ません。（南北通路を除く）

⒁使用中は、付近への騒音等に十分留意してください。

⒂第1または第2交流スペースのみを使用する場合は、必ず利用者がﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝを設置・撤去を行ってください。

⒃使用の予約は、申請した順番が優先となります。

**■料金表**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 利用時間帯 | 単位 | 金額 | 納入期日 |
| 第1  交流スペース | 午前9時～午後5時 | 1時間 | 1,080円 | 利用前 |
| 午後5時～午後10時 | 1時間 | 1,296円 | 利用前 |
| 第2  交流スペース | 午前9時～午後5時 | 1時間 | 1,080円 | 利用前 |
| 午後5時～午後10時 | 1時間 | 1,296円 | 利用前 |
| 備考  １　冷暖房装置を利用するときは、上記利用料金の額に当該利用料金の額（次項の規定により加算する額を除く。）の100分の50に相当する額を加算する。  ２　特別の電気施設等を利用したときは、上記利用料金の額に電気使用料の実費相当額を加算する。  ３　許可を受けた時間を超えて利用したときは、当該超過した時間に、当該超過した時間帯の利用料金の単位金額を乗じて得た額を加算する。  ４　上記利用時間帯以外の利用料金は、当該利用する時間に、午後5時から午後10時までの時間帯の利用料金の単位金額を乗じて得た額とする。  ５　利用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。 | | | | |